







申告に必要なもの

忘れてしまうと、申告を受付できない場合があります。
事前に準備と確認をお願いします。

★ 持ち物  全員

-  マイナンバー（個人番号カードまたは通知カード+本人確認書類）
-  印鑑（スタンプ式不可）

 対象の方

-  申告書お知らせはがき（税務署から送付されたもの）
-  【還付を受ける方】→申告者名義の預金通帳

★ 収入を証明するもの 平成31年1月1日から令和元年12月31日までの収入が対象です。

給与	<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票（原本）	※複数ある場合は、すべて必要です。 例年複数あるうちの一部をお忘れの方がいらっしゃいますので、ご注意ください！
年金	<input type="checkbox"/> 公的年金等の源泉徴収票（原本） ※企業年金や厚生年金基金は「公的年金等」に含まれます。「雑その他」の収入で申告しないようにしてください。	
営業 農業・不動産	<input type="checkbox"/> 収支内訳書（必ず事前に作成しておいてください）	
一時	<input type="checkbox"/> 収入額と必要経費の記載された証明書（「支払保険金額等のお知らせ」など）	
配当	<input type="checkbox"/> 支払通知書、期末配当金領収書、特定口座年間取引報告書など	
シルバー 人材センター	<input type="checkbox"/> 配当金支払証明書 ※シルバー人材センターの配分金は雑所得になります。忘れずに申告しましょう。	

※申告が多いものを記載してあります。



★ 控除を証明するもの 平成31年1月1日から令和元年12月31日までに支払った分が対象です。

医療費	<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書（必ず事前作成をお願いします） ☆生命保険、高額療養費、出産育児一時金等から補てんされる金額は支払額から差し引いてください。 ※介護老人施設などでの施設サービス費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。 ※おむつ代の控除を受けるには「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降、引き続きおむつ代の控除を受ける場合は、健康福祉課で発行する「おむつ代の医療費控除証明書」で代用できます。 ※予防接種や健康診断等の予防に関するもの、診断書代、自己都合の差額ベッド代、治療に直接関係しないマッサージ等は対象外です。	
社会保険料	<input type="checkbox"/> 控除証明書または納付済証明書、領収書 （国民年金保険料、任意継続保険料などが対象です。） ※国民年金保険料は控除証明書（領収書）の提示または添付が必須です。該当の方は必ずご用意ください。	
生命・地震保険	<input type="checkbox"/> 控除証明書	
寄附金	<input type="checkbox"/> 受領証または領収書（寄附者、寄附先、寄附額が記載されたもの）	
障がい者	<input type="checkbox"/> 障害者手帳、療育手帳、要介護認定に伴う障害者控除対象者認定書など	

※申告が多いものを記載してあります。